

GRACE News Letter

Legal professional corporation

2015.12 vol.

24

CONTENTS

●TOPICS	ご挨拶	代表弁護士 古手川 隆訓
●知的財産権コラム	商標法 一商標権の効力一	弁護士 森田 博貴
●家事コラム	遺産分割の諸問題② ～生命保険金と遺産分割～	弁護士 茂木 佑介
●グレイス・ニュース	年末年始の営業のご案内/事故専門部からのお知らせ	
●事務員コラム	商品・サービス紹介編「長島美術館」	事務員 河野 純子

TOPICS & ご挨拶

本年も格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。



代表弁護士 古手川 隆訓

弁護士法人グレイス代表の古手川です。本年も大変お世話になりました。

今年は、当事務所の企業法務チームに建築学科出身の森田弁護士が加入し、私を含めた3人体制で顧問先の皆様のサポートをさせて頂きました。来年は、より迅速な対応を実現するため、企業法務チームに新たに1名の弁護士が加入します（事務所全体では2名新規採用し、全体で8名となります）。

また、今年は、コールセンターを新たに立ち上げました。これにより、以前であれば弁護士に依頼するのが困難であった、少額な未収金が多数あるような場合の債権回収業務も、電話対応業務をコールセンターが担うことにより、スムーズに行えるようになりました。

弁護士増員やコールセンターの設立にとどまらず、企業の皆様がビジネスに専念出来るシステムやサービスを、当事務所は今後も付加して参ります。

当事務所は、顧問先の企業様のビジネスの発展のために、全力を尽くします。

どうぞ、来年も宜しくお願い致します。



弁護士
大武 英司

企業法務 破産

今年から企業法務及び破産の両チームのリーダーを兼任させて頂きました。今年は皆様からの多大なご理解も賜り、200社を超える顧問先様とお付き合いをさせて頂くことができました。心より御礼を申し上げます。

また、倒産関係でも大型の民事再生手続きに着手させて頂き、当事務所の業務の幅をますます大きく拡げていくこととなりました。来年は新たな弁護士も加入致しますので、今後も顧問先様へのより一層のサービス強化をめざし、鹿児島を盛り上げていく一端を担っていけるよう突き進んで参ります！



弁護士
永済 友也

事故

事故専門部のリーダーの永済です。事故専門部では、この1年間で100件以上の交通事故案件を受任し、同時に100件近い案件を解決してきました。おかげさまで、ムチウチ、骨折、高次脳機能障害、死亡等様々な案件に対応することができ、メンバー皆が成長することができました。来年1月より、事故専門部には弁護士が1名加わります。新たなメンバーも加え、事故専門部一同、研鑽に励み、少しでも交通事故被害者の方のお力になれるよう全力を尽くす所存です。来年も宜しくお願い致します。



弁護士
茂木 佑介

家事

家事チームリーダー弁護士の茂木です。当チームは、本年、250件もの離婚・男女問題のご相談に対応するとともに、100件以上の案件を受任し、その半数以上を解決に導いてきました（なお、残りの半数も解決に向けて全力で取り組んでおります）。その他、後見問題、遺言作成、遺産分割、事業承継など、相続問題にも積極的に取り組んで参りました。来年は更にメンバーを増員し、これまで以上に皆様のご期待に沿えるよう、盤石な体制を整えさせて頂きます。来年もご愛顧の程、宜しくお願い申し上げます。

第3回 商標法－商標権の効力－

弁護士
森田 博貴



1. はじめに

今月のテーマは、商標権の効力、つまり「商標権を持つことにより何ができるのか」です。

2. 商標権の効力

(1) 商標権の内容には、大きく「専用権」と「禁止権」の2つがあります。商標権には、この2つの権利に基づいた法的効力が認められています。

(2) 専用権とは

専用権とは、自己の商標と同一のものについて独占排他的利用を行うことができる権利です。つまり、自己の指定商品・役務（その商標を使用する商品又は役務のこと。商標登録出願時に出願人が指定します）に関する登録商標の使用を独占する権利を意味します。たとえば、親猫が子猫をくわえて運んでいるヤマト運輸の有名なマーク（商標）は、商標権者として専用権を有するヤマト運輸がこれを独占する権利を有します。

(3) 禁止権とは

次に、禁止権とは、他人によるその類似範囲の使用を排除する権利を意味します。類似範囲の使用には以下の3種類のものがあります。

①登録商標を、指定商品・役務と類似する商品・役務について使用する場合

②登録商標に類似する商標を、指定商品・役務について使用する場合

③登録商標に類似する商標を、指定商品・役務と類似する商品・役務について使用する場合

①の例として、上記ヤマト運輸の黒猫親子の商標を貨物輸送ではなく人員輸送を事業とする者が用いた場合、②として、上記ヤマト運輸の商標の黒猫にヒゲを描き加えた商標を貨物輸送を業とする者が用いた場合、③として、上記黒猫にヒゲを描き加えた商標を、貨物輸送ではなく人員輸送を業とする者が用いる場合等があります。

(4) 専用権と禁止権の共通点

専用権・禁止権利者は、その法的効力として、当該権

利の侵害者に対し、損害賠償請求、侵害行為の差止め請求、信頼回復措置請求、刑事責任の追及という4つのアクションを行い得ます。

差止め請求では、現に行われている侵害行為の差止めの他、侵害行為の予防請求、侵害行為による組成物の廃棄請求までを求めるることができます。

信頼回復措置請求としては、謝罪広告の掲載要求等ができます。

商標権を故意に侵害した者は10年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処されます。法人がその業務に関して侵害行為を行った場合、実行行為者の処罰に加えて、法人自体にも罰金刑が科されます。

(5) 専用権と禁止権の違い

専用権と禁止権は、大は小を兼ねるの関係にあり、専用権がより強力な権利となります。すなわち、専用権は、他者の使用を禁止するのみならず、自己の独占を積極的に主張できる権利である一方、禁止権は、他者の使用を禁止を求めるに過ぎず、自己の独占を積極的に主張できるわけではありません。すなわち、禁止権の効果しか認められない場合、他者の使用を排除できる一方で、自己もまた当該商標の使用ができないケースが生じます。

セミナー・講演実績

建築事業者様のうち、特に施工業を事業内容とする企業様向けに勉強会を開催致しました。テーマは、この1年間で私が受けた建築紛争に関するご相談内容とその対応策・予防策の共有です。建築紛争は、一度こじれると紛争が非常に複雑化し、損害額も非常に高額となるため、裁判所も取扱いを嫌がる紛争類型の一つです。質疑応答の時間を十分にご用意したところ、予想以上にたくさんのご質問を頂くことができました。ご参加くださった事業者様から実務上の悩みや疑問を頂き、弁護士の観点からご意見をお伝えすることで、相互発信型の貴重な交流の機会となったのではないかと思います。

家事コラム

第3回 遺産分割の諸問題② ～生命保険金と遺産分割～

弁護士
茂木 佑介



「相続対策に生命保険を利用しませんか?」というキャッチコピーを聞いたことがある方は多いのではないでしょうか。皆様の大切な財産を次世代に繋いでいく方法として生命保険を利用するケースが多数ございます。では、「生命保険金」が遺産分割の場面でどのような扱いをされているのかご存知でしょうか。今回は、「生命保険金と遺産分割」というテーマをご説明させて頂きます。

そもそも、「生命保険契約」とは、特定の人の生死を保険事故とし、その保険事故の発生した場合に、保険者が保険金受取人に対し、約定の一定金額を支払うことを約し、保険契約者がこれに対し保険料の支払をもって酬いる契約のことと言います。一見すると、生命保険金も被相続人の財産のように感じられる為、当然に遺産分割の対象に含まれるよう思えます。しかし、保険契約者が自己を被保険者（被相続人）とし、相続人中の特定の者を保険金受取人と指定した場合、指定された者は「固有の権利」として保険金請求権を取得するので、遺産分割の対象とはなりません。その結果、「会社の後継者となる長男に株式を譲渡する際の買い取り資金を準備してあげたい」、「二男が障害を抱えているので、生活費として援助してあげたい」、「長女が自分の介護を担ってくれたので、その恩に報いたい」などといった被相続人のご意向を、柔軟に叶えることが出来るようになります。

もっとも、生命保険金は、上述のとおり、被相続人の財産を不平等に分配する形になる為、生命保険契約において受取人と指定された一部の相続人が生命保険金を受領した場合、これが「特別受益」（なお、特別受益については本紙22号コラム「遺産分割の諸問題①～特別受益と寄与分～」をご参照ください）となるかが問題となります。

結論から申し上げますと、最高裁判所は、原則として「保険金受取人とされた相続人が取得する死亡保険金請求権又はこれを行使して取得した死亡保険金は民法903条

1項に規定する遺贈又は贈与に係る財産には当たらない（特別受益には当たらない）」という判断を示しています（最決平成16年10月29日・判例タイムズ173号199頁）。

ただし、上記判断において、最高裁判所は、同時に「保険金受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法903条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存する場合には、同条の類推適用により、当該死亡保険金請求権は特別受益に準じて持戻しの対象となる」と判断しており、一定の場合に特別受益に当たる場合があることを認めています。上記「特段の事情」の有無については、保険金の額、この額の遺産の総額に対する比率のほか、同居の有無、被相続人の介護等に対する貢献の度合いなどの保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係、各相続人の生活実態等の諸般の事情を総合考慮して判断されることになります。

いずれにしても、生命保険金と遺産分割の問題は法律上の専門的な問題が複雑に絡みます。今後、相続対策として生命保険を検討される方は、遺産分割案件を多数取り扱っている当事務所にご相談ください。

本年も皆様より格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

来年も誠心誠意努力する所存ですので、より一層のご支援を賜りますよう、所員一同心よりお願い申し上げます。

年末年始の営業のご案内

年末は12月28日(月)17時まで、年始は1月4日(月)13時からの営業となっております。
通常と時間が異なりますのでご注意ください。

12/28 (月)	12/29 (火) ~ 1/3 (日)	1/4 (月)	1/5 (火)
通常と終了時間が異なります ご注意ください 9:00 ~ 17:00	休業	通常と開始時間が異なります ご注意ください 13:00 ~ 18:30	通常営業 9:00 ~ 18:30

\事故専門部からのお知らせ/

ホームページ
続々更新中！

過去の交通事故に関するセミナーの実績をご紹介致します。
今後の参考にして頂ければ幸いです。

WEB <http://www.kagoshima-kotsujiko.com/730/>

事務員コラム
商品・サービス紹介編



事務員 河野 純子

遠くは高千穂の嶺、錦江湾にそびえ立つ雄大な桜島や鹿児島の市街地が一望に…何度も見たい景色がここにあります..

武岡トンネルに近い海拔110mの高台にある大好きな長島美術館。今は来月末日まで開催されている特別企画展「生誕90年記念／相田みつを展」への来場者で盛況です。でも、お勧めしたいのは時間かけてのんびり常設展を楽しんでもらうこと。27年前に開設された時から、黒田清輝、藤島武二、東郷青児などのふるさと鹿児島が生んだ芸術家の作品を展示することを一つの柱に、教科書でも馴染みのあるロダン、シャガール、ユトリロなど海外作家の作品を多く展示しているのが特徴です。

格式張らない居心地の良さも施設の特徴だと思います。例えば「わらべ」のコーナー。小休止できるスペースのガラス張りの向こうにある子供の彫刻と、彼らの成長を物語る若竹が勢いよく育っている様にほっとすることができます。配置も工夫された座り心地の良い椅子も私たちをゆっくりと落ち着かせてくれます。そんな中で、久しぶりね、また会えて嬉しいわ…と作品に語りかけたりする、時間と空間を楽しんでもらえると思うのです。

館内の展示室は7つあり、収蔵する美術品は長島企業グループの創始者・長島公佑が永年にわたって収集したもので上記の紹介以外にもアールヌーヴォーのガラスや窯別の薩摩焼など多岐に亘っています。

外に出てみれば、眼前に広がる力強い桜島と市街地の晴柔らしく調和のとれた眺め。ここまで来て美術館を樂しまない手はありませんが、景観だけでなく野外彫刻もタダで楽しめるのでまずは気軽に立ち寄られてはいかがでしょうか。

『商品・サービス紹介』は今号をもって休載致します。長らくのご愛読ありがとうございました。

VOL.14
長島美術館



マリー・ローランサンの「女王」。常設展では、鹿児島出身の芸術家の作品や教科書などでも目にしたことのある海外作家の作品など、親しみやすい作品にいつも出会えます。



鑑賞の合間に一息つける「わらべ」のコーナー。ゆっくりとした時間を過ごすことができます。



眼前に広がる力強い桜島。指宿や大島から移植したビロウやヤシツツ、フェニックスが、景観に彩りを添えて迎えてくれます。



DATA
長島美術館(公益財団法人長島文化財団)

鹿児島市武3丁目42番18号

TEL 099-250-5400

WEB <http://www.ngp.jp/nagashima-museum/>



弁護士法人グレイスに「ブログ」があるのはご存知ですか？

《弁護士ブログ》法律に関する記事や、弁護士のプライベートでの出来事など

<http://ameblo.jp/kote-law/>

《事務局ブログ》事務員のプライベートでの出来事、事務所の業務風景、雑学など

<http://ameblo.jp/kotegawalaw-stuff/>

アメブロ 弁護士法人グレイス
(当事務所HPからもアクセス可)



全ては依頼者の最大の利益の為に
契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

法律相談のご予約はこちら!
新規予約専用ダイヤル

0120-100-129

受付時間: 平日9:00~18:30
※緊急案件については土日でも対応できる場合があります



弁護士法人グレイス
E-mail info2@grace-law.jp
<http://www.kotegawa-law.com>

鹿児島事務所
〒892-0828 鹿児島市金生町1-1アルボレ-鹿児島6階
TEL 099-822-0764 Fax 099-822-0765

東京事務所
〒106-0031 東京都港区西麻布3-2-43西麻布3243
TEL 03-6432-9783 Fax 03-6432-9784